

## 横浜地方裁判所委員会（第11回）議事概要

### 1 日時

平成19年11月20日（火）午後2時～午後4時30分

### 2 場所

横浜地方裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員） 飯田久也，岩田好二，恵崎和則，木口信之，後藤ヨシ子，佐藤克洋，  
佐藤久夫，関本利恵子，竹内正顯，中井國緒，野口宏幸，林義亮，  
山岸紀美江，山口正志，山本勇夫（五十音順，敬称略）

（事務担当者）横浜地方裁判所事務局長，同民事首席書記官，同刑事首席書記  
官，同総務課長，同総務課専門官，同総務課庶務第一係長

### 4 議事

#### (1) 開会あいさつ

(2) 新任委員（中井國緒，飯田久也，関本利恵子，野口宏幸，山岸紀美江，山  
口正志，山本勇夫）紹介

#### (3) オブザーバーの参加について

伊藤武洋弁護士，鈴木秀行裁判官及び大島隆明裁判官がオブザーバーとして  
参加することの承認を得た。

(4) 裁判員制度の実現に向けての取り組み状況と今後の課題についての取組状  
況説明

ア 鈴木裁判官から公判前整理手続について説明

（ア）公判前整理手続の趣旨，目的

（イ）公判前整理手続の流れとその内容

（ウ）公判前整理手続の実施状況とその評価

（エ）公判前整理手続が裁判員裁判に及ぼす影響

(オ) 今後の見込みと展望

イ 大島裁判官から模擬裁判の実施状況について説明

(ア) 模擬裁判の目的と課題

(イ) 模擬評議の実施状況

(ウ) 今後の予定

ウ 岸野事務局長から企業・団体等への働きかけ等について説明

(ア) 働きかけの必要，目的等

(イ) 具体的取組

(ウ) 取組の成果等

(エ) 今後の課題

エ 中井委員から横浜地方検察庁の裁判員制度への取組状況について説明

(ア) 公判における分かりやすい立証

(イ) 裁判員制度の広報活動

オ 伊藤弁護士から弁護士会の裁判員制度への取組状況について説明

(ア) 裁判員制度の広報活動

(イ) 弁護士向けの研修

(ウ) 模擬裁判への参加

(5) テーマについて(発言 委員長 委員 オブザーバー 事務担当者)

法曹三者から，それぞれの取組み状況についてご説明をさせていただいたところだが，この後，意見交換ということで，何でも結構なので，ご発言いただきたい。

我々も，政令案にある心身上の重大な不利益等，裁判員や裁判員の候補者を辞退できるやむを得ない理由について関心を持っているが，先ほど，話に出ました，実情調査の実施や，地域性を加味した基準作りを考えているというお話を，もう少し詳しくお話しいただきたい。

先ほど事務局長から説明したとおり、我々は、それぞれの企業について仕事の内容を実際に把握していないので、現在、個々の企業を回って、どういう時期にどの程度の差支えが生ずるのか、それをなるべく業種ごとに、こういう業種はこういう事情があるというものをいろいろ抽出し、どの程度の差支えがある場合に辞退を認めるべきなのか、どの程度の理由であれば、何とか都合をつけて来ていただくことにするのかという基準作りをしているということである。まだ具体的に基準が煮詰まっているということではない。それぞれの情報収集をし、それを分析しているという段階である。

特に小さい企業の場合に、どの程度の差支えがある場合にどうするかというのが一番課題だと思うが、大きな企業になると、代替要員を見つけていただけるという場合が多く、これまでの調査を見ても、あらかじめ日程が分かっているならば、例えば5日程度でも何とか手配できるというような企業が多いが、小さな企業になると、代わりがないということになり、非常に難しいところである。

辞退事由につき、どのようなものが認められ、どのようなものが認められないかの基準につき裁判官のなかでは、どのような話が出ているのか。

政令案については、出たばかりであり、まだ検討はしていない。なるべく一般的な条項でない形で政令が定められたほうが、裁判所にとっては運用しやすいだろうと考えていたが、結局、極めて一般的な条項になってしまったので、それぞれその裁判体によって基準が違った場合、これも裁判体の判断で、条項の解釈だということになれば、それはそれで仕方のないところもあるが、外から見た場合には、一方の裁判体では辞退が認められるのに、一方の裁判体では辞退が認められないというのはおかしく感じることであるため、裁判所のなかで話し合い、これからその基準を作っていくという段階である。

医師会では、裁判員に選任され、裁判所に出かけなければならない日程が決まったとき、医師の場合には応招義務というのがあるため、どちらが優先するかということがいつも問題になる。例えば私は外科医だが、裁判所に出向かなければいけない日に、緊急の手術が入ったというような場合、どちらが優先することになるのか。

いったん選任された場合でも、緊急、やむを得ない事情がある場合には、途中からでも、その時点で辞退できることになっている。そういう場合に備えて、補充裁判員を置くことができるという規定になっており、どのような場合に何人程度置くかということも、これからの検討課題になっている。

裁判員対象の事件というのは、実際にはどういうものが対象になるのか。

一つは、死刑、無期という重い法定刑が含まれている罪。それからもう一類型として、故意、わざとやった行為で人を死なせてしまったという類型の罪がある。例えば危険運転致死についてお話しすると、赤信号であるのに無理やり交差点に突っ込んでいくという事例であれば、そこに、赤信号であることが分かってやっているという点で、故意がある。人を死なせるということの認識はないが、結果として、そのために事故を起こして、相手を死なせたという場合には、やはり裁判員対象事件に入る。したがって、かなり重い事件が含まれるということになる。

裁判員裁判では、連続して裁判を行うということになると、今まで弁護士の方も検事の方も並行して事件を処理してきたのが、ずっと通して行われると、かかわる方たちの人員の量との関係もあるだろうが、3日とか2日とかで裁判ができるのか。

当事者の立場から、従来、手持ち事件を幾つか抱えて、並行的に審理に立ち会い、処理してきたのが、集中的に行われるということになった場合に、どう対応していかれるのかという点についてのご質問であったと思う

が、この点はいかがか。

連続的・集中的開廷に対処できるのかどうかという問題については、裁判員裁判対象事件と一口に言っても、非常に困難な事件と、さほど困難でない事件とに大きく分けられる。どのような事件が困難かという点、例えば、その人が本当に犯人なのかどうか、そのことが争われているようなときに、一步間違えると冤罪になるのではないかというような事案は、困難な事件と思われる。

横浜地検の管内で、そういう事件が多数あるのかというと、まさに数えるほどしかない。そのほかは、殺意があったかどうかとか、犯人であるということについては争いがなく、その人が何がしかの実行行為と呼ばれる構成要件に該当するような外形的な行為をやって、犯意があったかどうかとか、あるいは程度を超えていて過剰防衛かどうかという、そういった論点があるようなものである。これは必ずしも事件処理と立証としては、そんなに困難なことではなく、これまでいろいろ積み重ねてやってきたものである。

最初に言った困難事件というのは、なかなか手間暇がかかるため、3日とか1週間でできるのかというと、なかなか難しい問題もあり、そういう事件は、捜査のときから担当している検察官が、公判活動も通じて行い、できるだけ同じ人間を担当させて、集中的・連続的開廷に対処できるような体制でやっていく方法が一つ考えられる。困難でない事件は、捜査を担当している人と公判を担当している人が入れ替わっても、その情報を引き継いで対処できるので、さほど人間的な心配をしなくてもいいと考えている。

いろいろご懸念をいただき、ありがたいことだが、何とか乗り越えていかなければいけないと思っている。

企業等への働きかけに関して、私どももヒアリングを受けさせていただ

き、その際に、本社の人事部のメンバーも参加した。その結果、本社でも人事部長を含めて法務室長等々の勉強会が始まり、本年度中に当社としてのルールを決めていきたいということになった。

裁判員制度が始まり、招集が来た場合に、現場に判断を任せるというのではなく、やはり組織として、企業としてきちんとしたルールを作るように持っていくべきではないかと思っている。そういう意味で、やはり企業へのインタビューをされる際には、人事担当とか本社の人事の責任者とか、そういう方もぜひ交えた形でインタビューすれば、そういう仕組みがさらに広がっていくのではないかと思っている。

それからもう一点、働く者として、最近よくコンプライアンスというものが叫ばれており、我々もコンプライアンスの勉強会が社内等でよくあるが、今回の制度の中で、裁判員に選ばれると手当が出るが、その手当が、サラリーマンの場合、どこへ行くのかというのが、結構気にする点ではないかと思っている。私ども同業他社のケースでいうと、制度を作って、その手当は本人に行くようにしている。これもきちんと決めてあげることが必要だなというふうに思っているので、ぜひ企業等にインタビューされる際には、そういった視点もあるということを書いていただきながら、インタビューいただければ、働く者にとって出やすくなるのではないかと思っている。

ありがとうございました。参考にさせていただきます。

先ほど連日開廷についての話があったので、何かあったらお話しいただきたい。

先ほどの連日開廷のことに関しては、確かに私たちも、月に一遍とか、一月半に一遍ぐらいの開廷でやってきており、今までやっていた刑事事件の回数というか、密度が縮まることになる。現在でも争いのある事件のように、複数の弁護人がついて、チームでやる必要のある事件はたくさんあ

るが、一層その必要性が高まると思っている。

国選弁護人が付いて重罪事件を扱うケースで、今度裁判所でも、複数の弁護人をつける制度を弾力的に運用するということが、新聞で報道されていたが、従来、国選弁護人は、どんな難しい事件でも原則1人でやっていたので、裁判所でもそういう配慮をしようとしているのだと思うし、チームで連日開廷に対処するというのは、すごく大事なことだと思っている。実際、今までのような審理に慣れている私たちは、対処するのは大変だと思っている。

まず、これはお願いだが、メディア側として、特にテレビ局として、公判前整理手続という呼称をずっとされているが、「ぜん」というと「すべて」という言葉に視聴者は聞き取れてしまうので、「こうはんまえせいでつづき」という呼称に変えていただくことは、今からでも可能なのか、一つ意見として申し上げる。

それからもう一つ、先ほどいろいろお話があったが、裁判員制度にかける事案なのか、事案ではないのかという判断は、どういう点で行われるのか、この辺を教えていただきたい。

法定刑という法律で定まっている刑と、罪種というか、人を故意の行為によって死亡させたという、その類型で決まっており、裁判所で勝手に決めるわけにはいかない。逆に、その中で、特別の事情がある場合、裁判員裁判にすると、裁判員が報復を受けるおそれがあるというような事情のある事件については、裁判所の判断で外すことはできるという法律の立て方になっている。

我々メディアですので、裁判員制度がスタートすると、どうしてもいろいろ取材をしたいというニーズが出てくると思うが、裁判員裁判のメディア側の取材に、どの程度裁判所として対応することが可能なのか。現時点でまだ制度がスタートしたわけではないが、お考えがあれば教えていただ

きたい。全く非公開で、そのプロセスに関して広報されることは全くあり得ないのか。

プロセスというのは、どの段階のプロセスか。

通常の裁判の取材では、裁判官が判決理由を公表されるが、裁判員裁判の評議での議論の内容が、一部我々のほうに出るということはあり得るのか。

評議自体は、公開して行ふべきものではないので、評議の状況とか内容を報道に一部でも公開するということは、恐らく制度は予定しておらず、専ら評議の結果は判決で表われるとしか言いようがないと思う。これは、現在、裁判官同士が行っている合議とまさに同じことだと思われる。

模擬裁判を見させていただいて、かなり証拠として死体の写真を使われ、傷口がどうだこうだとやられたんですが、特に、死刑とか無期とかになるような事件では、中には殺人のような残忍なものがあり、裁判の席で、オカルト映画のような残忍な写真が出た場合、ああいう写真を見たくない人もいると思うが、死体などの写真は、裁判で普通に証拠として出てくるのか。

今の裁判では結構出てくる。ただ、殺人事件のような事件では、いろいろな写真などがあるが、どうしても必要な証拠に絞るべきではないかということが言われている。例えば、この前の模擬裁判では、傷の状況がどうであったかということが一つ争点になっており、そうすると、やはり傷の客観的状況というものはどうだったかということは、判断する立場の者としては見ておく必要がある。そういうものはやはり使うことになるのではないか。しかし、写真に代わる何か別の方法があるかとか、そういう議論はこれからだと思う。

そういうことであれば、例えば前もってこの事件は、こういう可能性があるというような話を伝えることにはならないか。



これは、将来のことなので、まだいろいろと検討材料は多いと思うが、  
どういうものを立証するかという検察官の立証方針もあると思われるの  
で、まず検察官のほうで、これはどうしても示す必要があるというものに  
絞ってもらい、どうしても必要かどうかということ、立証する立場で考  
えていただき、それでも何か問題があるということであれば、裁判所とし  
て考えるべき部分というのはあると思う。ただ、それでも写真が絶対使わ  
れないかということ、やはり場面によっては使うことがあるのではないかと、  
個人的には思っている。

提出する証拠は、基本的には全部見ていただく前提であるが、むしろ弁  
護士の立場で今危惧するのは、いろいろな証拠が検察官の手元にあるが、  
一部、立証に必要ないという理由で提出されない証拠の中に、実は弁護側  
にとってすごく貴重な証拠というのがあるということで、弁護士会として  
は、手持ちの証拠は全部開示するようにと一貫してお願いしている。これ  
は検察側と弁護側で、ずっと長年にわたって論議されていることである。

そういうことを踏まえた上で、この提出証拠は必要でないというふうに  
弁護人のほうで考えれば、そこまで出していただくなくて結構だというこ  
ともあり得ると思うが、基本的には裁判員に事件の実態を全部見ていた  
だくというのは、この制度の趣旨からいって当然であり、どんな残酷な証  
拠であれ、やはり見ていただくということを基本に据えていただかないと、  
この制度はうまくいかないと思っている。

特に今回の裁判員制度というのは、簡略化という方向であり、確かにこ  
の制度で簡略化することはいいが、鑑定のシステムも、表面的に安易に制  
度だけを簡略化するのではなく、ほかの周りの状況も踏まえて考える必要  
があると思うが、それについての見解を聞かせていただきたい。

先ほど検察庁からも説明があったとおり、鑑定の証拠自体をどうするか  
という問題が一つある。

簡略というのは、粗雑でもいいという意味ではなく、鑑定のやり方自体は変えずに従来と同じような手法で行い、正確を期していただくが、従来その内容は、精神鑑定であれば、家族歴からそれぞれの検査の結果まで詳しく分析し、詳しく記載したものを出示していただき、何十ページになることもあったが、そういう形でなく、お医者さんが患者さんに説明するような分かりやすい形での結論を示していただければ、それでも十分なのではないかということで、これからの鑑定書のあり方自体を、もう少し負担のかからない形で行っていただけないかということを中心に模索している状態である。

男女共同参画の推進の視点から、意見を言わせていただきたい。

私どもが行っている施策の中でも、DV関係の、配偶者間のいろいろな事件などが結構あり、今回の裁判員制度について非常に興味を持っているが、DVに関する背景のようなことが、なかなか一般の方に理解されていないため、DVの被害者の方がどこかに相談しても、なぜ逃げないのかなど、いろいろ言われ、結局また事件につながってしまうことがあり、その辺の支援をしていかなければいけないと思っている。

この前9月に、北九州の連続殺人事件で、DVが背景にあったということから加害者の女性が死刑から無期懲役に減刑されたという裁判所の判断があり、この前の模擬裁判でも、暴力を振るわれていた事件だったので、その辺の市民の方のご理解が量刑に非常に影響するなど、すごく責任を感じ、私どもの施策推進上も、もっともっと市民の方に、これらのDVの起こる背景だとか、逃げられない背景だとか、そういうことも周知、広報していかなければいけないなと痛感した。

例えば、裁判官や市民が入った審理の中で、そういうものへの理解がされるよう裁判官からもお話しいただきたい。一般的な広報だけでは、なかなか難しいと思っている。この前の北九州の裁判官は、そういうご事情を

理解の上で、多分判断されたと思うが、その辺のことをお聞きしたい。

これは、むしろ弁護人が、どのように裁判員に理解してもらい、やっていくかというあたりではないかと思うが、いかがか。

模擬裁判を担当しましたので、私から回答する。

今回の模擬裁判も、DVが背景にある事件だったので、弁護側としては、DVの経過などを主張、立証していくことに力を注いだ。私は、裁判員の方々の評議まで拝見させていただいたが、非常に理解していただけたと思っている。現実には、量刑も、最終的に懲役6年まで落ちたので、ある程度弁護側の主張を、裁判員の方々に理解していただき、十分にその点は斟酌していただいたと思っている。

ただ、それは今回の裁判員の方々が、DVの点を理解してくれたからという面があると思う。もちろん裁判の中では、弁護人のほうで、それについては主張、立証はしていくが、DVに関しての知識だとか理解が乏しい方もいると思う。正直、それが裁判員制度というものだと思う。さまざまな市民の方の意見を裁判に反映するというものであるから、評議の間、なぜ逃げなかったのかという考えから全く脱却できない方もいらっしゃると思う。そういった方々に説得を試みるのは弁護人の仕事で、もちろんそういう努力はしていくが、その判断をするのは市民の皆様、裁判員の皆様であり、全般的なDVに対しての理解を一般の方々に広めていただくというのは、むしろ委員の方のお仕事なのかなと思う。

広報用のDVDを見させていただき、一点質問がある。裁判員全員の意見が最終的に一つにまとまるというシナリオで作られているが、現実的に、今弁護士の方が言われたように、さまざまな意見が出て、意見が分かれるということは、かなり想定されるが、最終的には一つの意見にまとめるという方向で評議は進められるものなのか。

今も裁判官だけで行う合議というものがあり、これは、まとまらなけれ

ば多数決で決めることになるが、なるべく裁判官3人の意見が一致するまで努力してやっていく。これは、裁判員を含めて行う場合でも基本的には同じだろうと思う。

ただ、かなり議論してもまとまらない場合は、法律に従って多数決ということになる。これは特殊な多数決で、裁判官と裁判員が、その多数のほうに必ず入っていなければいけないというもので、例えば、有罪が多数であっても、裁判官がその有罪に1人も賛成しないという場合であれば、これは多数決としては成立せず、有罪という認定ができずに無罪になる場合もある。

ただ、なるべく多数決にはならないように、できるだけ評議を続けていくということになる。

合議がもう少し必要だということで、日程をもう一日増やすということは制度的には可能なのか。

制度的には可能だが、また改めて判決期日を決めるということになると、裁判所は別として、裁判員6人の方の一致する期日を決めるというのは非常に難しい。難しい事件の場合には、評議の時間を最初から多めにとるか、あるいは予備日を最初から設けておき、この日も評議をするかもしれないということを経験所から提示し、この期間に来ることが可能な方という形で呼び出しをかけるという形になると思われる。

私は大学にいて、同僚の教員ではなく、主にパートで勤めている女性の方とだが、裁判員制度について話し合ったことがある。そうすると、裁判員になるということには、心理的な負担というよりも、嫌だなという拒絶に近いものがあり、多分その一番重い理由になっているのは、我々の判断する際の心の中の基準になっているようなものと、裁判で問題になるような法律の基準と、随分ずれがあるなということを感じているのだろうと思う。

つい先ごろ、関東学院のラグビー部の大麻の栽培の問題があったが、関学自身は、多分あとの試合もやるつもりでラグビー協会に行ったのだろうが、協会から、世の中の常識はそういうものではないというようなことで、あとは辞退させられた。あの中でも、あのくらいのずれがあり、多分、そういう世の中一般の心理的な基準と、裁判で守らなければいけない基準というものと、随分ずれがあるんだらうと思う。そういう心理的なものまで、結構妥当なところにまとまる、検察、裁判所、弁護士の方は、そこはそれほど心配ないというような見込みか。

裁判員がやるべきことは、基本的には、どういう事実があったかと、結論が有罪か無罪かということに帰着するが、いろいろな事実関係、こういう事実があったか、どういう事実があったかということをもまず決めていただくのが、一つの大事な仕事になり、そのときにやるべきことというのは、何も法律問題を考えるわけではなく、こういう事実があったか、ああいう事実がなかったかという、我々が普通日常的にやっていることとそう違うことをやるわけではないと思われる。

ただ、私どもが裁判をやっていて、難しいなと思うのは、そういう場面で、人を有罪とするためには、こうかもしれない、ああかもしれないだけでは足りず、難しい言葉を言えば、合理的疑いを超える証明と言うが、普通考えれば、これ以外の可能性は多分ないだらうと、そういうところまで言えて初めてこの人を有罪と判定できると。一応そういう基準といえば基準がある。恐らく、そういう確信というか、そういうところまで心証を持てるかというのは、我々も結構悩むことがあり、恐らく裁判員の方も、具体的な事件に入ったら、こうかもしれないけれども、だけれども、こうじゃないかもしれないとか、迷われることは結構あると思う。ただ、それは、基準が違うということではなく、いわゆる法律判断ではなく、普通考えればどうだらうかと、普通考えればこれ以外の可能性がないというふうに言

えるかどうかという，ある意味では非常に常識的な判断で，特別なことを  
お願いするわけではない。

実際に難しいことをやることには間違いはないが，何か特別なことをしな  
ければならないと考える必要は全くないだろうと思っている。

あともう一つ，全然側面が違うが，有罪になった場合に，どういう刑を  
科すかという問題もあり，これはますます，いきなり入ってきた人には難  
しいだろうと思うわれる。その場合には，やはり裁判官が，ある程度いろ  
いろな相談に乗り，場合によっては，こういう事例については，過去には  
大体こうであったとお話ししながら進めていくことになるだろう。

かつて日本で，70年ぐらい前にこのような制度が行われていたときに，  
やはり職業裁判官以外の人が入った場合には，量刑が軽くなるという傾向  
があったというふうに言われているが，今回もそういう傾向になりそうか。

ケース・バイ・ケースではないかという気がするが，模擬裁判を見てい  
ると，事案によっては随分重い意見を言われる場合もあるし，意外に軽い  
意見が多い場合もある。皆さん最初は結構幅がある意見言われることがあ  
るなという感じはする。それで，過去の量刑のバランスについて話をして  
いくと，大体，おさまるところにおさまるといのが多いという感じはし  
ている。

ただ，量刑というのは非常に流動的で，恐らく今の裁判の傾向に対して，  
これでいいとは決して言えない部分も結構あると思うので，むしろ皆さん  
のご意見を聞きたいという感じがしている。

今後，模擬裁判の予定はあるのか。また，傍聴はできるのか。

模擬裁判は，来年，責任能力等のかなり難しい事例について，本庁と小  
田原支部で行う予定になっている。それ以外に，来年の1月に裁判所主催  
の行事としてフォーラムというのを行う予定である。内容は，DVDを見  
ていただいて，評議に参加していただくような形のものです，公募で行うこ

とになっている。

法曹三者で行う模擬裁判については、実務上もそうたくさん起こるようなものではない非常に難しい事例、やっておかないと裁判員裁判のときに困るというような事例を取り上げていくので、このような模擬裁判を、3日間、普通の方にずっと見ていただくというのは、これは非常にしんどい話でもあるので、広報活動としてこういうことをやっていただくんだということを、裁判所のほうからお示しするという意味で、もう少し簡単なものを取り上げて、広報にも利用していきたいと考えている。

ほかに、まだご発言されていない方もいらっしゃるが、いかがでしょうか。企業等訪問等についてでも、ご感想や、あるいはご意見等がありましたら、お願いしたい。

私も3期目になったが、今までの、ちょうど5年間、私も、この裁判員制度というのはどういうことになるかなということやってきた。1期目はたまたま商工会議所の議員であり、それから女性代表ということで、ここにお伺いしたんですが、そのときには、この裁判所に来るのが苦痛であった。

そして、2期目には、何か、自分でもできるんだろうかという気持ちで、それが前向きになってきて、これはもう法律の改正で決まったんだから、決まったことは積極的に、いい方向に行くだろうということで興味を持ち始め、模擬裁判にも、会社から1人参加させ、その人間が、とても緊張したが、後で考えればよかったということを会社でよく話していたので、2回目人間も喜んで行ってもらった。これは、残念なことに抽選で外れてしまい、非常にがっかりした。企業の方のご参加が非常に多かったのか。

私も、ちょうど1年前になるが、企業に対してどのように働きかけるかということで、その気になってやり出したら、企業の方からも、どういう形で取り入れていくか、随分前向きなご意見が出てきた。それから、フォ

ーラムをやられて、会議所でも非常に関心を持っていただき、積極的にご参加いただいている、そういう感じを受けた。

私の周りでは、大変なことだが国民の義務として参加しようじゃないかという方が非常に多くなり、先日も藤沢のロータリークラブでしたが、いよいよ来年からということになったときに、みんなで参加しましょうよと30分間のスピーチをした。私は年齢的にいったら、その中で回避できる年齢には達しているが、もし自分に当たったときには誠意を持って参加しようという気持ちになっている。

よりよい英知を出し合って、罪を犯してはいけないんだという方向に、社会全体が向かっていけばいいかなと思っている。

企業訪問等を行うと、最近は非常に前向きに取り組んでいただける企業が増えつつあるというふうに向っている。大変ありがたいことだなと思っているので、今後ともそのように進めていきたいと思っている。

今回の模擬選任では残念ながら裁判員になれなかった人もいるが、参加した企業が多かったのかというようなお話があったが、そのあたりを簡単にお話ししたい。

企業から推薦していただいた方を呼び出して行うということで、最初は、3日間お付き合いいただける人は非常に少ないのではないかと危惧し、何としても3日間参加できる人を6人は集めてほしいと事務局にお願いしていたが、結局、ほとんどの企業で3日間何とかしますというような前向きな形でご回答をいただき、最終的に38人に通知をし、質問票の段階で来られませんというご回答の方を除き、29人出席予定で、そのうち2人欠席して、それで27人にお越しいただいた。その中で、都合が悪いと言った人は1人しかいなかった。

これは恐らく、実際とは大分違うのだろうと思うが、思いのほか、非常に協力的で、企業のほうで裁判所の立場を理解をしていただき、何とか3



日間とも都合をつけて、従業員を派遣していただいたという形になった。その結果として、くじで当選する確率が非常に小さくなってしまった。途中で帰っていただくのも本当に恐縮なので、次回はやり方を工夫したい。

先ほど話が出ていたが、今後、企業等を訪問するとしても、非常に零細な個人企業主は、実際問題として、協力という面にはかなり困難な様子もうかがわれる。また、主婦層のように、必ずしも組織化されていない方たちから、裁判員制度についてのご理解とご協力を得ていくための方策をどうやっていったらいいかというあたりも、これからの課題として考えているところである。そのような点でも何でも結構でなので、何かお知恵なりアイデアなりありましたら、お教えいただきたい。

私たちが裁判とか司法に関与するということについて、教育の中では教えられてこなかったような気がする。長い目で見ると、自分たちの国民の権利義務の中に、司法に参加するということもあるという意味では、学校教育の中で、もう少し裁判について、人が人を裁いていく方法というのを学んでいくチャンスを作るということが必要であると感じる。例えば二十歳になったときとか、または、いろいろなときに、模擬裁判のようなものに参加できるチャンスを青少年にも与えるというような形でもよいと思う。

主婦の方への広報について、お役に立つかわからないが、私どもで3つの男女共同参画センターという拠点を持っており、そこに女性の方とか、お仕事をっていない方も、結構、活動のために集まっており、お知らせすることができるかもしれないので、そこに何か置いたり、また、DVDも大変いい中身だったので、そういうものをお知らせするお手伝いができるかもしれない。

行政の審議会でも、NPO法人の方が参加しているブロックがある。例えば市の環境創造局などは、NPO法人の方とか、自治会の会長さんたちで、とてもきめ細やかに組織化されているので、そちらのほうにお話をす

ると、広報の活動はしやすいと思う。

裁判員の年齢は、どういうことになっているのか。若年の年齢制限というのは、どの辺に置いているのか。

選挙人名簿に登載された方が対象になる。

最近、若年者の凶悪犯罪が結構増えている。だから、同年代の人の意見を、何かの形でとり入れていく必要があるのではないかと思う。若い人の意見を十分取り入れるようなシステムを、少しお考えになっていただいてもいいのではないか。

確かに中長期的に見ていけば、この裁判員制度を定着させていくためには、学校教育、法教育というのが非常に重要な意味を持っているというのはおっしゃるとおりだと思う。裁判所でも、学校等に出前講義ということで、裁判官が出かけて行って、いろいろ授業をやるというようなことも、今、現実にやっているところである。

今年の夏、横浜市の中学校の社会科担当の先生方に集まっていたとき、その研修の中で、裁判員裁判を含めた法教育について、検察官が講義させていただいた。これは、文部科学省と連携して全国的にやっているもので、その一環として、こういう試みが始まっており、これから、もっと量的にも質的にも広がっていくのではないかと考えている。

また、当庁の職員が2人なり3人が組合せになって、広報を特に担当している人でない人たちも、ペアを組んだりトリプルになって、地元や出身地の自治会の公民館の活動の中で、説明会などをさせていただいたり、あるいは、地元に着した老人会だとか、いろいろな団体に対し、細かにやらせていただいている。

先日、生涯学習をしている人たちが、やはり今一番興味があるのは、裁判員制度であるが、だれを呼んできてお話をさせていただくか、どういう手続をとったらいいのかということなどが、なかなか分からないとい言って

いた。

先ほど、法教育の関係は、中井委員がご説明したとおり、検察庁、弁護士会とも協力して、いろいろ行っているところだが、それ以外に、裁判所では、実際の法廷を傍聴していただき、その後に裁判官等から裁判員制度について説明するというガイド付きの法廷傍聴をしたり、あるいは出前講義と申しまして、いろいろな集まりに、裁判官あるいは書記官等が出向いて説明をするというようなところに力を入れて取り組んでいる。これについては、当庁のホームページに掲載したり、学校や各種団体へビラを送付したりしてお知らせしている。この参加者数自体も、平成17年と18年を比べると、およそ2倍に数が増えており、さらに今後、裁判員制度の開始が近づくと、かなり要望が増えてくると思われる。

今、生涯学習というような講座、あるいは学校等から、かなり出前講義をお願いしたいという要望が来ている。これは、当庁の総務課のほうに気軽にお電話いただければ、職員を派遣させていただくということになる。裁判所では、従前は裁判官だけでこれに応じていたので、なかなか応ずるキャパシティの問題があったが、今年から、書記官という法律専門職種があるんですが、書記官について、管内の書記官全員を動員するような体制をとりましたので、この神奈川県下であれば、どのような地域においても、これに対応することができている。

また、出前講義等については、必要に応じて、検察庁とも連携しつつ対応していきたいと思っている。

弁護士会のほうにも法教育委員会というのがあり、これは弁護士になりたて、一、二年の人から、本当に若い弁護士がたくさん集まっているところで、小学校や中学、高校の生徒さんたちから見ると、お兄ちゃん、お姉ちゃんと、あるいは若いおっちゃんというような感じの弁護士が、そういう要請があれば、どこでも行って講演をしたいというので、うずうずして

待っている。もちろん，ご婦人方の前でも講演をしたいという意欲のある人たちがたくさんいるので，これは弁護士会のほうに電話を1本していただければ，たちどころに人を紹介してくれると思う。

生涯学習などは，経済的に成り立っていないようなものが多く，私も講義に行くと，最低，車代として2000円いただくだけである。弁護士の方をお願いしても，そのくらいでも来ていただけるものか。

恐らく大丈夫だと思う。

私は，ただでそれをやったことがあるので，電話してご相談いただければよろしいのではないか。

もう一点，追加させていただくが，非常に小さいときから，つまり小学生ぐらいのときからの法教育というのが重要だということで，これは検察庁も弁護士会も，いろいろ取組みをしているところだが，裁判所では，小学校から希望をとり，実際の法廷を使い，小学生に模擬裁判をしていただき，それについてコメントをするというような企画を，年明けあたりから始めたいというふうに考えている。こういうことを通じて，小学生のころから裁判所に対して，あそこは行くものではないところだよということではなく，平気で裁判所に来ることができるように，しかも裁判を身近に感じていただけるよう，少しでもそういうことのお役に立てればと考え，このような企画しているところである。

本日は大変貴重なご意見をちょうだいし，ありがとうございます。時間の関係もあるので，まだまだご意見がおありかと思うが，本日の意見交換については，この程度で終了させていただきたい。

(6) 次回期日

平成20年5月27日(火)午後3時から午後5時30分まで(大会議室)

(7) 次回のテーマ

「国民に身近で利用しやすい裁判手続について」

以 上